

■下水道の供用開始区域

玉津	森戸、中土居、川北、玉津、横黒下、横黒西、船屋東北、船屋西南、元橋、新元橋町 各一部区域
飯岡	野田、西野口、山本、池の内、高砂町 各一部区域
西条	若洲東の一部区域
神拝	下喜多川北、八丁、古川 各一部区域
大町	春日町、岸陰、天皇、沢、明神木 各一部区域
神戸	中の段、楠、山道、東原、新出、奥の内 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橘	西田、西泉東、西泉中、榎木東、榎木西、坂元、野々市東、野々市西 各一部区域
氷見	大久保、上の川、上町、西町、西の原、竹内、末長、野部里 各一部区域
壬生川	壬生川、大新田、円海寺、喜多台 各一部区域
国安	国安、桑村 各一部区域
三芳	三芳の一部区域
丹原	丹原、今井、池田、願連寺、久妙寺 各一部区域

■下水道の供用開始区域が決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に排水設備の設置を、3年以内に水洗便所への改造を実施しなければなりません。

■排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市

の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事をされる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。

指定工事店が分からない場合は、担当課へお問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課
下水道係 (内線226)

■水洗便所改造資金の融資をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事の際に、市では資金の融資あつせんを行っています。

■融資の対象者

○自己資金による改造が困難であること

○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと

○下水道処理開始日から3年以内に行う工事であること

○申請者と生計が別で、市内に住所を有する連帯保証人がいること

■融資限度額

○くみ取り便所の場合
改造工事1件につき40万円

○浄化槽の場合
改造工事1件につき30万円

○利息 市が負担します。

○償還方法 貸付けの翌月から、改造工事1件につき毎月1万円ずつ償還。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課
下水道係 (内線226)

■下水道使用人数に変更が生じた場合は届出をしてください

地下水を利用する一般家庭の下水道使用料は、下水道を使用する人数(世帯人数)に応じて算定されています。

世帯の人数が変更になった場合は、必ず担当課へ届出をしてください。

■長期不在者がいる場合

下水道使用料を人数で算定している世帯で、就学や入院などで長期にわたって不在にしている世帯員がいる場合は

届出を行うとその人数分を差し引いて算定します。届出には次のような事実を証明する書類が必要です。

○就学：在学証明書または学生証の写し

○長期入院：医師の診断書

○施設入所：入所証明書

○就業者：勤務証明書

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課
下水道係 (内線226)

下水道何でもクエスチョン?

Q：下水を処理した水は使えるの？

A：四国の瀬戸内海に面した地域は基本的に雨が少なく、天候によっては水不足を生じる傾向があります。そのような中、日常生活に伴って発生する下水の処理水が、貴重な第2の水資源として注目されています。

全国の下水処理場から排出される下水処理水の水量は、年間141億立方メートルで、東京ドーム約1万1,371杯分にも及びます。そのうち年間約1.9億立方メートル(東京ドーム約153杯分)が再生水として利用されています。再生水の利用を例に挙げると、四国では、香川県多度津町において親水公園用水や農業用水、河川維持用水に利用されているほか、同県高松市では公共施設のトイレなどで雑用水として利用されています。全国では、新幹線の車体洗浄水や消火・防火用水、工業用水、雪国での融雪用水などで利用されています。(水量は平成16年度末に調査した数値です)

下水道についての疑問を下記までお寄せください
市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271
E-mail Nagatani@jswa.go.jp